

令和7年度 第3回

杉並区狭あい道路の拡幅に関する協議会
議 事 録

令和8年1月20日（火）

	令和7年度 第3回杉並区狭あい道路の拡幅に関する協議会	
日時	令和8年1月20日(火) 午前10時～午前11時30分	
場所	杉並区役所中棟4階第2委員会室	
出席者	委員	桑田、小笠原、石井、水石、平井、内山
	条例第13条による出席者	
	説明員(区)	土木担当部長 都市整備部参事(道路担当) 狭あい道路整備課長 建築課長 狭あい道路整備推進係長、整備推進係主査 事務局
傍聴	なし	
資料	事前	<ul style="list-style-type: none"> ・開催通知 ・次第 <ul style="list-style-type: none"> (1) 杉並区狭あい道路の拡幅に関する協議会委員名簿 (2) 令和7年度第2回議事録 (3) 令和6年度狭あい道路拡幅整備事業の実施状況 (4) 重点整備路線の取組み状況について (5) 整備地区の取組み状況について (6) 来年度以降の取組みについて
	当日	<ul style="list-style-type: none"> (7) 方南一丁目地区防災まちづくり通信 第20・21号 (8) 狭あい道路整備事業のご案内 (9) 防災都市づくり推進計画基本方針概要版
会議次第	<p>1 開 会</p> <p>2 議 事</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 重点整備路線の取組み状況について (2) 整備地区の取組み状況について (3) 来年度以降の取組みについて <p>3 その他</p> <p style="padding-left: 20px;">次回の協議会の日程調整</p> <p>4 閉 会</p>	

令和7年度第3回杉並区狭あい道路の拡幅に関する協議会

狭あい道路整備課長 おはようございます。定刻前でございますが、皆様ご出席していただいておりますので、令和7年度第3回杉並区狭あい道路の拡幅に関する協議会を始めさせていただきます。

区長の代理として、土木担当部長の三浦よりご挨拶申し上げます。

土木担当部長 おはようございます。本日はご多忙の中、協議会にご出席いただきましてありがとうございます。また日頃より区の狭あい道路事業に関しまして、ご協力いただきありがとうございます。

前回の協議会におきましては、重点整備路線と方南一丁目地区の現地踏査を行いまして、その後、皆様からご意見等を頂きまして、ありがとうございました。

本日は今年度の取組み状況、来年度以降の取組みなどについて担当より説明させていただきますので、ご意見等を頂ければと思います。

今後も、地域の防災性の向上や、よりよい生活環境に向けて、狭あい道路の拡幅事業を進めていきたいと思っておりますので、委員の皆様のより一層のお力添えをお願いしまして、簡単ではございますけれども、挨拶とさせていただきます。本日はよろしく願いいたします。

狭あい道路整備課長 ありがとうございます。

事前に配付させていただいた資料に訂正等がございますので、机の上にあるものが最新版ということでございます。これから何ページと言われる際に、左右にある画面と今配付してあります資料は同じものでございますので、どちらでも見やすいほうを見ていただきながら進めていただければと思います。

それでは、〇〇会長に協議会の開会、議事の進行をお願いしたいと思います。

会長よろしく願いいたします。

会長 改めまして、皆さんおはようございます。お忙しいところをお集まりいただきまして、ありがとうございます。

ただいまから、令和7年度第3回杉並区狭あい道路の拡幅に関する協議会を開会いたします。

議事に先立ちまして、事務局から報告等がございましたらお願いいたします。

狭あい道路整備課長 本日は〇〇委員が欠席ですが、協議会委員7名のうち6名の方にご出席いただいておりますので、令和7年度第3回杉並区狭あい道路の拡幅に関する協議会は有効に成立してございます。また協議会記録のため写真撮影と録音をさせていただきますので、ご了承願えればと思います。

会長 よろしくお願いいたします。

また、本日の議事録への署名ですが、〇〇委員にお願いしたいと思えます。よろしいでしょうか。

委員 承知しました。

会長 ありがとうございます。

本日、傍聴の申出についてはいかがでしょうか。

狭あい道路整備課長 申出はございません。

会長 承知しました。

それでは議事に入りたいと思えます。次第に従い進行したいと思えます。

議事につきましては、(1)「重点整備路線の取組み状況について」、また(2)「整備地区の取組み状況について」、(3)「来年度以降の取組みについて」の3つです。

また、その他で次回の協議会の日程調整等について、後ほど事務局より説明がありますが、委員の皆さん、本日の予定について、こちらでよろしいでしょうか。

それでは、事務局より本日の議事について説明をお願いいたします。

狭あい道路整備課長 初めに資料の確認をお願いいたします。

本日、当日配付資料といたしまして、次第、次に資料1、協議会委員名簿、資料2として第2回の議事録、資料3として「重点整備路線の取組み状況について」、資料4として「整備地区の取組み状況について」、資料5「来年度以降の取組みについて」でございます。資料1から5については事前にメールをお送りしたものと若干違う部分がございますので、本日のものをお使いいただければと思います。

また、参考資料として「方南一丁目地区防災まちづくり通信」第20・21号と、狭あい道路拡幅整備事業パンフレットと、そのほかに

「防災都市づくり推進計画基本方針概要版」、こちらは後ほどのご説明で使用させていただきますので、お手元に置いていただければと思います。

なお、資料2「令和7年度第2回協議会議事録」につきましては、以前に、様々メール等でやり取りさせていただきました。訂正最終版を今机上に配付させていただいております。これでよろしければ、確定させていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

狭あい道路整備課長 ありがとうございます。

それでは議事(1)「重点整備路線の取組み状況」、(2)「整備地区の取組み状況について」、狭あい道路整備推進係長の大塚より説明させていただきます。

狭あい道路整備推進係長 それでは、狭あい道路整備係大塚より説明させていただきます。

最初に「重点整備路線の取組み状況について」、次に「整備地区の取組み状況について」、最後に「来年度以降の取組みについて」、ご説明させていただきます。

最初に、重点路線の取組についてご説明いたします。資料3になります。

重点整備路線は7路線が指定されております。1号路線から路線ごとに、これから説明させていただきます。

最初に1号路線になります。阿佐谷南一丁目に指定されている路線になります。

まず現状をお話しいたします。図でいいますと黒枠の敷地は既に後退しているところ、黄色枠の敷地は今協議中で進めているところになります。青枠の敷地については、以前に文書や直接お伺いして確認をしている敷地となります。赤色の敷地については、建物が道路に出ていると敷地やお伺いした際に「協力はしない」という敷地になります。

これから1号路線から7号路線まで全てこの色で、ご説明になりますので、よろしくお願いたします。

現在、協議されている赤丸の敷地ですけれども、建て替えということで協議になっております。現況の幅員が2.8メートルの区道になっております。協議は既に完了しておりまして道路の位置も確定されていま

す。これから建物の建築をしてから、建物の完成後、区で拡幅整備を行う予定になっております。

1号路線については、2024年時点で、拡幅整備率は63%になっております。1号路線については現在この1敷地ということになっております。

次に2号路線です。前回の協議会において現地を見ていただいて状況はお分かりだと思いますが、阿佐ヶ谷駅南側の飲食店が立ち並んでいる商店街であります。現況の道路の幅員が2.7メートルから3.4メートルでかなり狭い道路になっております。人通りや自転車の従来が多く、狭いので車はそんなに通らないです。

拡幅済みは黒で2か所になっております。そのほかは狭小な敷地が多数を占めていて、建築基準法に適用していないような古い建物が建ち並んでいる状況です。

建物もありますけれども、商店街なので何か所か自動販売機が道路後退用地に出ている状態になっておりますので、今後、その自動販売機等の支障物件について、除却に向けて取り組んでいこうと考えております。

現時点で拡幅整備率は約15%ということになっております。

次に、3号路線、5号路線、6号路線は並行して並んでおりますので、一緒に説明させていただきます。

3路線のうちの3号路線では、令和7年度に建て替えを伴う拡幅工事を行っております。場所は赤丸のところと、その南側になります。写真がその角、赤丸のところになります。

現況は東側が重点路線になっておりまして、3.7メートルの区道となっております。南側については、約3.3メートルの私道の角地となっております。

拡幅整備により、それぞれ4メートルになりまして、隅切りも整備されております。

写真では紹介されていませんが、南側の敷地についても拡幅しまして4メートルの道路として確保されております。

2024年時点で拡幅整備率は、3号路線が56%、5号路線が68%、6号路線が約52%になっております。

5号路線も協議中のところがありますが、現在見積を待っている状況です。

次に、4号路線のご説明をいたします。久我山三丁目まちづくり計画に関連して指定されております。

令和7年度には拡幅整備した敷地はございません。現在赤丸の敷地で建て替えに伴う協議が提出されております。こちらについても建て替え完成後、拡幅整備を区で行うこととなっております。

それと黄色いところはお屋敷なのですが、こちらは何年か前から交渉しているところですが、なかなか進んでいない状況です。これからまたお声がけをして、進めていこうという形になっております。

また、赤い大きな敷地があるのですが、ここは4号路線の特徴で、畑があるところで、生産緑地に指定されていまして、当分の間建築は行われない敷地となっております。ここは少し大きな面積になりますけれども、このような状況になっております。

最後に7号路線についてご説明いたします。現地でも見ていただきましたけれども、杉並第七小学校の西側に、一周取り囲んでの区道で指定されております。

令和7年度に、赤丸のちょうど一番北東の角のところ建て替えに伴って拡幅整備をしています。北側が約3.8メートルの区道で、東側が約3.6メートルの区道ということになっております。

今回整備されたことにより4メートルの道路が確保されて、隅切りも整備されています。

こちらについては、特に車が多いところなので、隅切りができたことによって、かなり車や通行者の見通しが確保されたという形になっております。

2024年現在で拡幅整備率は約39%です。

次に7号路線の今進んでいる取組についてご説明いたします。

この前の視察でも見ていただいた杉並第七小学校の角のところの敷地の経過をご報告させていただきます。

度々お話しはしているのですが、進捗がしてない状況だったので、再度職員が訪問しまして、現状を申請者から伺っております。

拡幅整備の再確認をしたところですが、整備するとの確認を頂

きましたので話を進めているところです。

今の状況から言いますと、塀や玄関、ひさし及び、地下に埋設物、水道管とかガス管がありますが、その辺の見積りを施工業者に依頼をしているところなのですけれども、まだまとまっていない状態ということになっております。

私どももこのままだと止まってしまいますので、施工業者に連絡を取りまして、見積りの状況等を確認し、今月中に、その見積りがまとまりましたら打合せをする予定で進めてまいります。

次に今、協議が提出されているところですが、先ほどの角の敷地からちょっと西側に入ったところの敷地になります。敷地については、約50センチから60センチ後退をするような形になっております。時期については未定なので、また整備が進みましたら、次回の協議会でご報告させていただきたいと思っております。

以上が重点整備路線のご説明になります。

次に、整備地区の取組についてご説明させていただきます。

整備地区は地図で御覧のとおり黄色い部分の地域になります。今年度は特に赤字で表示しました堀ノ内の地区と方南町一丁目の地域で取組をいたしましたので、ご報告させていただきます。

こちらの表は令和元年度からの各地区の現地調査及び戸別訪問の実施の状況になります。

本年度は方南一丁目にて委託による戸別訪問意向調査を実施しました。去年、令和6年度に行った現況調査をしまして、それに基づいて意向調査を7年度にさせていただきました。

最初に堀ノ内二丁目での取組をご説明いたします。

本地区は、令和6年度に職員によりチラシを配布させていただいて、戸別訪問をいたしました。その中で今回、了解を頂いたところということでご報告させていただきます。

まずここですが、旗竿敷地になっていまして、令和6年12月17日、大体1年ちょっと前に戸別訪問を実施させていただいて、ご説明しました。両側が拡幅済みで、ここだけ出ている状態になっていましたので、拡幅整備のお話をさせていただいたところ、ご了解頂き拡幅整備に至りました。対面も後退済みですので、4メートルの道路が確保されま

した。

同じ訪問で、その2軒南になります。こちらについても訪問したところ、拡幅整備のご了解を得ております。

今の段階で協議を進めまして、こちらで測量させていただいて、拡幅の位置ということは決定されております。私どもの拡幅工事の前に、申請者側で行って頂く工事があり、今、その見積りを取っているところです。見積りが出次第、こちらで確認しまして、工事を進めてまいります。

そのほかに今回書いてありませんけれども、今、赤で塗っているこちらの敷地も一応了解を得ておりますので、これからまた訪問をしまして進めていきたいと考えております。

次に方南地区ということで説明させていただきます。

本年度は業者委託により戸別訪問の意向調査を実施したところですが、まず方南地区の今までの経緯についてご説明いたします。

方南地区はほかの地区と同様に、平成8年度に、東京都が「防災都市づくり推進計画」を作成しております。それに伴って、平成22年に「重点整備地区」に指定されております。それに並行いたしまして、不燃化の取組として「新たな防火規制」ということで指定されております。

27年に、東京都が「不燃化推進特定整備地区」に指定しており、28年に、区として建物の不燃化助成を開始しております。それと並びまして、28年度に、私どもの狭あい道路整備の取組として方南地区を「整備地区」に指定しており、現行の助成制度を開始させていただいております。

またそれと並行しまして、方南一丁目まちづくりということで、市街地整備課では、平成29年度から、勉強会の設立をしまして、令和元年に検討会の設立、令和4年に構想の提案をしまして、令和6年に「防災まちづくり計画」の策定をいたしました。それがそのときのこの黄色い資料になりますけれども、これが今まで何号か提出させていただきましても、こういう形で取り組んで、通信ということで方南町の町をよくしようということをやっております。

私どももそれに基づきまして令和6年度に現況調査、令和7年度には

戸別訪問という形でさせていただいております。

次に本年度実施しました戸別訪問委託調査についてご報告いたします。

水色の部分が2項道路ということになります。令和6年度に実施した現行調査の結果に基づきまして、拡幅が可能な256の敷地を対象に戸別訪問しております。そしてそのときに拡幅の意向調査を行っております。

事前に「広報すぎなみ」で掲載しまして、ホームページにも同時に載せました。それと対象のところにチラシを配らせていただいております。そのときにアンケートもお知らせさせていただいております。

それとは別に今回の対象者だけではなくて、方南一丁目で、調査を行うことを、町会に対して回覧板を作りまして、各戸に周知をさせていただきました。

戸別訪問の実施状況と結果を18ページに記載しております。訪問対象は先ほどお話ししましたが、256敷地になります。対象敷地に関しては訪問しましたけれども、留守とかがありまして、延べ433回、最高で4回訪問させていただいて、同時にアンケートを配布させていただいております。そのときに全体から126敷地についてアンケートが回収されております。

内容は、ここに書いてあるとおりで、まず「拡幅を行いたい」が26件、「行いたくない」が98件、未回答が2件ありました。

「拡幅を行いたくない理由」はこちらにございまして、事前に行いたくない設問を書いてありまして、それで答えていただいております。

「近所がまだ後退していないから」というのが18件、「敷地が減少するから」ということ、それは実際のところ所有は減少しないのですけれども、建築敷地として減少するというので11件、「後退する部分を使用しているから」ということで6件、「今後建替えの予定があるから」ということが2件、「土地所有者の意向だから」ということが1件です。「申請の手続きが面倒だから」ということはございませんでした。「その他」が47件、自由意見にございまして、「その他」を回答した方からの主な意見は「建て替えるときでいい」ということと「現状のままでいい」と、「今は考えていない」ということが多数ございまして

た。

以上になります。

狭あい道路整備課長 ただいま、(1)「重点整備助成の取組み状況」と(2)「整備地区の取組み状況について」ご説明いたしました。

会長、よろしく願いいたします。

会長 ただいまの事務局からの説明について何かご質問や意見等いかがでしょうか。

お願いいたします。

委員 ○○です。よろしくお願ひします。議事が1つ戻るのですけれども、議事録に関してです。議事録に先ほど変更の旨が記載されているということをお伺ったのですけれども、メールで一度変更内容をこちらに送っていただいて、その後さらに変更があったということなののでしょうか。

狭あい道路整備課長 2回ぐらい訂正してございます。

委員 その場所を教えてください。議事の内容に関わっていることというわけではない、てにをはだとか、そういう感じですか。確認だけです。ありがとうございます。

以上です。

会長 それでは先ほど説明があった重点整備路線整備地区の取組について、いかがでしょうか。

○○委員、お願いいたします。

委員 資料3の最後の7号路線のご説明のときに、一番最後、10ページ目ですかね。取組状況の説明をもうちょっとしていただければ。

狭あい道路整備推進係長 説明させていただきます。

令和7年12月23日に、職員が現況調査を実施させていただいています。拡幅の可能な、今、青色になっている戸建ての住宅敷地を対象といたしました。赤丸のところはチラシを投函したところになります。このチラシでは、ここが狭あい道路なので拡幅しませんかということ、お電話くださいということ、必要なことについては入力フォームで、答えていただくという形にしております。

また、投函していない敷地がございまして、そこについてはポストがないとか、空き地だとか、あと後退幅が少ないところは今のところ投函しておりません。

現在、投函しましたけれども、特に電話や入力フォームではまだ回答が来ておりません。

今後、こちらについては、また時期を置きまして今年度中に再度お伺いを立てるような形で計画しております。

そういうことでこれからまた様子を見まして、回答がなければ、もう一度訪問させていただくような形で計画しております。

以上です。

会長 ○○委員、よろしいでしょうか。

委員 はい。

会長 ○○委員、お願いいたします。

委員 ○○です。資料3の「重点整備路線の取組み状況について」の5ページですけれども、拡幅整備を実施されているということで、拡幅前と拡幅後の写真が掲載されておりますが、この写真を見ますと、確かに塀や門がなくなって、きれいにはなっているのですけれども、これは私の誤解かもしれないのですけれども、拡幅した敷地が道路として整備されていないと意味がないのですけれども、どこの部分が拡幅されたのでしょうか。確かに塀はなくなっているのですけれども、自転車が置いてあったり、車が止めてあったりして、この拡がった部分というのはどこになるのでしょうか。よく分からないのですけれども。

狭あい道路整備課長 今、拡幅幅を調べておりますけれども、赤い線の下に縁石がありまして、ここが後退後のところです。

委員 縁石部分が後退部分。

狭あい道路整備課長 はい。電柱も平行移動しています。

委員 平行移動しているのですか。

土木担当部長 電柱も新しくなっていますね。

委員 そうなのですか。電柱もきれいになっていますね。見た目があまりよく分からないもので。

都市整備部参事 電柱が目印と同じ位置なって見えますけれども。

委員 赤い線が電柱と同じ位置になっているので。

そうすると数十センチ、ちょっと下がったぐらいですね。

狭あい道路整備推進係長 30センチぐらいですか、対面が下がっていますから、そこから一方後退になると思いますので、30センチぐらい下がっています。

委員 電柱まで下がってくれたらよかったですね。

狭あい道路整備推進係長 電柱も下がっているのですが、ちょっと写真で見ますとあれですが、新しい電柱になっていますので、電柱も下がらせていただきました。

委員 分かりました。

会長 よろしいでしょうか。

委員 同じようなことですがけれども、7ページの拡幅後のこれも車止めなのか何だか知らないけれども、石がずっと置いてあって、ここを道路として利用するのはちょっと不便かななんて思ったのですが。

狭あい道路整備課長 この赤い線の手前側ですよ。ここは実際にまだ下がっていない。空間として下がっているのですがけれども、L形が下がって、そこに支障物が置いてあるという状況なのです。これはうちで何かしらの対応を図ってまいりたいと思います。

委員 そうということになりますね。ありがとうございます。

狭あい道路整備推進係長 その手前のところなのですが、一応意向を聞いていまして、この方は以前「協力します」という形になっていますので、これから交渉して下がるような形で、やっていこうと思っております。

委員 分かりました。ありがとうございます。

会長 ありがとうございます。そのほか、いかがでしょうか。

私からお伺いしたいのが、先ほど、広いところで生産緑地があるので少し扱いが難しいといったお話があったかと思うのですが、少し説明を加えていただけないでしょうか。

狭あい道路整備推進係長 生産緑地は都市の農業という形で振興して、同じ都市計画法で定められているところですが、基本的には耕作するところを生産緑地として指定しているのです。そうすると、あくまでそこは農地なので、道路用地ではないのです。そこを拡幅することになると、一部道路のところを解除しなくてはならないという状況になっていますから、どちらが優先かということ。農地をそのまま継続していくのか、道路を拡げるのかという形になっているのですが、基本的には生産緑地は税法上の優遇などもあり、この方が農業をこれから継続していくということになっております。

話をして「そのところ下げませんか」というやり方もあるかなと思いますけれども、都市計画法で生産緑地として位置づけられているた

め、指定を解除しないと道路は下げられないということになります。

狭あい道路整備課長 ちょっと補足しますが、この生産緑地は都市計画法で定められておりまして、面積も都市計画で決定をしているものです。

L形をバックしてしまいますと、その部分を一部解除、生産緑地解除という手続が都市計画法上あります。ご意見としてこの方が、生産緑地、都市農業地として生かす、その勘案した結果、現在のところは生産緑地として機能したいとのことなので、セットバックは行わないという意向でございます。

会長 分かりました。そういう意向をお持ちということなのですね。とある自治体の都市計画審議会の中では、道路拡幅といったことも生産緑地の解除の事由としては上がってきていることがあったので、それをお伺いしたのですけれども、それは、例えば道路拡幅の事業とかが入ったときには、解除の事由になるという理解なのでしょうか。

狭あい道路整備課長 2項道路で後退する部分を承諾していただいて、生産緑地の一部解除ということも承諾していただければ、狭あい道路事業としては推進できると。今の段階では地主様の意向として、現存のままでよいというご意向でございます。

会長 分かりました。つまり、私がとある自治体の都市計画審議会で議論した際は、多分、道路拡幅を優先するという事で自治体が働きかけたということなのだと思います。杉並のこの場合には、地主の意向をまず確認してということで、地主さんの意向としては生産緑地の継続というのを選択したという理解なのでしょうか。

狭あい道路整備課長 さようでございます。

会長 分かりました。

委員 今に関連してご質問なのですけれども、生産緑地の一部解除というのは、地主さんの承諾がないとできないものなのでしょうか。

狭あい道路整備課長 基本的に、地主さんの承諾、持ち主様が、例えば解除事由というのがあるのが死亡とか主たる従事者ができないとか、そういう事由があるのですけれども、今活用されている生産緑地をやるためには、やはり地主様の意向がないとなかなか難しいかなと思っています。

委員 私が思うにはその拡幅部分というのは、生産緑地の土地の面積からすればごく一部でしかないし、税法上の問題といっても、後退敷地は当然

固定資産税がかからないわけですから、同じではないかなと思うので、
そうであれば一部解除してもらったほうが、公共のためにはいいのでは
ないかなと思うのですけれども、なかなか難しいのですかね。

狭あい道路整備課長 現況のところは、そのような地主様のご意向です。またさらにそうい
うことも含めまして、こちらからご案内、アプローチはしていきたいと
思っております。

委員 よろしくお願いいたします。

委員 ここはどれぐらいのセットバックなのですか。

狭あい道路整備推進係主査 後退幅は10センチから20センチぐらいの幅です。

委員 たしかちょっとレベルが上がっていたのですかね。擁壁みたいになっ
ているのでしたっけ。

狭あい道路整備推進係長 特にレベルは著しくは上がっていません。

土木担当部長 区としてもこういう生産緑地とか、大きめの駐車場とか、そういった
ところも建物はないけれども、近隣とかに影響も大きいので、区として
は防災性とかの観点で協力を求めていると思っております。

委員 生産緑地の場所は16番ですか。

狭あい道路整備推進係主査 そうです。街区としては16です。

狭あい道路整備推進係長 16のところですね。そうです。

委員 このすごくど真ん中の大きいところということですよ。これだけの
面積のところ。

会長 ○○委員、お願いいたします。

委員 同じところなのですから、そうすると、生産緑地というのは、住
宅のように建て替え等はかなり長期的に見込めない、何か事業が起こる
ということが見込めないとするならば、住宅地に比べるとかなり長期的
に、ここを2項道路的にセットバックするのは難しいという理解でいい
のですかね、都市の中で。

狭あい道路整備課長 委員ご指摘のとおりでございまして、先ほどもご答弁しましたが、ご
本人が一部解除をしてでもL形を下げてもいいという話になれば下がり
ますけれども、今の敷地のまま、税法上も含めて、今の土地のまま生産
緑地を続けたいという意向であれば、ある意味建て替えよりも農業が続
く限り下がらない可能性は高いかなと。

委員 分かりました。それに対するアプローチとしては今のところ手だてと

してはお願いするしかないということですよ。分かりました。ありがとうございます。

会長 かなり大きな敷地なので、ご協力いただけると拡幅が進むということは、事務局としても理解しているがということなのですね。

委員 むしろここが落とせないと、延々と拡がらないですよ。

狭あい道路整備課長 生産緑地ということもありますが、区画として大きいので、ここが後退すれば相当な地域パフォーマンスというか、説得力を持つとは思っております。

会長 そのほかいかがでしょうか。一旦、よろしいでしょうか。

それでは、皆様からのご意見について確認を行いたいと思いますけれども、おおむね事業についての否定的なご意見はなかったかと思えます。一方で、今ちょうど話題になりましたけれども、こういった生産緑地等については、また引き続き、土地所有者さんの協力をぜひ頂けるようにアプローチしてもらいたいということで、まとめたいと思えますけれども、よろしいでしょうか。

ありがとうございます。

あと、事務局から補足や意見の聞き漏らしとか。いかがですか。

狭あい道路整備課長 特にございませぬ。

会長 分かりました。

それでは、引き続きまして議事の（３）に行きます。令和８年度は、本条例の施行後１０年を迎えるということになります。これから、そういう意味を含めまして（３）「来年度以降の取組みについて」、ご説明いただいた後に、現在の狭あい道路拡幅整備事業全般について、少し広い観点からご意見を頂ければと思います。頂いたご意見については、事務局で整理して、制度に関わることなど必要な場合には本協議会へ諮問するという事も検討をお願いしたいと思います。

狭あい道路整備課長 では、（３）「来年度以降の取組みについて」につきまして同じく大塚より説明させていただきます。

狭あい道路整備推進係長 それでは来年度以降の取組についてご説明させていただきます。

まず現条例についてのご説明をさせていただきます。

今の条例は、平成２８年に「杉並区狭あい道路の拡幅に関する条例」の一部を改正させていただいております。

そのときの主な改正内容としましては、後退用地に支障物件を設置することの禁止・除却等を勧告することができるようになっております。

それと、拡幅整備を行う必要性が高いと認められる路線、これは重点路線という形で指定させていただいております。

狭あい道路の確保に関する施策の実施に関して必要な事項を調査審議するために、区長の附属機関として「杉並区狭あい道路の拡幅に関する協議会」、今回の協議会を設置させていただいております。

このグラフは令和6年度までの拡幅整備の成果となっております。杉並区全体で整備延長は26万8,101メートルとなっております。全体の整備率は43.6%となっております。

その中で重点整備路線及び整備地区については平成28年度より建て替えを伴わない拡幅事業として、今年度までに、重点整備路線は全体で182件実施しておりますが、そのうち職員が、現地に赴いて折衝したものについては19件ということになっております。

整備地区におきましても、全地区で職員が折衝して拡幅整備を実施したもののについては58件ということになっております。

次に、重点整備路線の来年度以降の取組についてご報告いたします。

来年度も引き続きまして7号路線の戸別訪問を進めてまいります。その中で先ほどお話ししましたがけれども、チラシを配布して反応がなかった敷地については、再度戸別訪問を実施して、意向確認を取っていきたいと思っております。

7号路線以外にもほかの路線もございますので、現在協議を行っているところで進行していない件については、経過観察し、拡幅整備の実施に向けて、働きかけていきたいと思っております。

整備地区の来年度の取組についてご説明いたします。

現在、先ほどの堀ノ内二丁目で協議しているところについては引き続き、進めていきたいと思っております。それと本年度戸別訪問を委託しました方南一丁目について「拡幅を行いたい」ということで、先ほどお話ししましたがけれども、26件ございましたので、これから職員が戸別訪問を実施して、ご説明して、拡幅整備に向けて進めていきたいと考えております。

最後に、今後の新しい取組について説明します。

資料は「防災都市づくり推進計画 基本方針」として、令和7年度に基本方針の公表をしております。その中で「天沼一丁目」と「本天沼二丁目」と「本天沼一丁目の一部」が新たに「防災環境向上地区」として位置づけられております。

今回位置づけのきっかけとしては、能登半島地震で輪島の市街地が災害を受けたということを受けまして、整備地区はかなり広い範囲で指定しているのですけれども、それ以外で局所的に狭いところで、防災が必要なところについて東京都の中でほかの区も含めまして、何個か新たに「防災環境向上地区」として指定しております。

令和8年度に正式に指定されるのですけれども、杉並区でもこの地区において、これから、新たな防火地域の指定をして、不燃化助成等の導入をすることという形で進めております。それと並行しまして、狭あい道路の解消が不燃化の向上のために必要ですので、この地区に関して狭あい道路の現状を把握するために、委託により来年度、現況調査をする予定としております。

その結果を踏まえまして、整備地区という形で追加できるかできないかということで検討していきたいと思っております。また結果をご説明させていただいて、議論していただければいいと思っております。

以上です。

会長

ただいまご説明いただきました。皆様から、来年度以降の取組について、ぜひ意見等を出していただきたいと思いますと思いますが、まずは実は本日、〇〇委員がご欠席なのですけれども、ご意見を頂いているということで、事務局から紹介をお願いいたします。

狭あい道路整備課長 〇〇委員は本日別に重要な会議がございまして欠席して大変申し訳ございませんでしたというご挨拶を頂いております。

その中で、資料を基に私どもがご説明した結果、ご意見を頂いております。その原文をそのまま読ませさせていただきます。

1つ。狭あい道路の拡幅を加速させるためには、現時点においては条例改正といったハード面を整備するよりも、狭あい道路の拡幅に伴う効果や拡幅を実施する際に活用できる制度の案内をするなど、住民への広報活動や働きかけを主とするソフト面を充実させることが重要ではないか。

1つ。重点整備路線での取組は、現在指定されている路線のみではなく、ある程度の期限を設定して、一定の効果が出たら新たな路線を指定して、取組の対象を拡大していくことが必要である。

1つ。住民のほとんどは災害時の避難路確保など、狭あい道路の拡幅が果たす効果に着目しておらず、狭あい道路の危険性自体を認識していない可能性が高い。道路の拡幅が自分や自分の家族のみならず、近隣の命をも守ることにつながることを、避難は単独ではできないし災害後の復旧もまた単独では成し得ないこと、人は地域と一体となって生きていくということを根気強く啓発し続けていく必要がある。

最後になります。1つ。住民に対して、拡幅の必要性を中立の立場で訴えることができるのは行政だけである。負担は重く、苦勞が多いと思うが、ぜひ頑張っていたきたい。以上。

令和8年1月19日。杉並区狭あい道路の拡幅に関する協議会委員・〇〇。

以上でございます。

会長

ありがとうございました。それでは各委員から、これからの取組に対してぜひご意見を頂ければと思っております。

1人ずつご意見を頂ければと思ひまして、ちょうど〇〇委員の今ご意見が出たということで、順番にご意見ぜひお出しただければと思うのですけれども、〇〇委員、よろしいでしょうか。

委員

方針の意見というよりも、ちょっと気になったのは、来年度以降の取組で整備地区を増やしていくということで、これは東京都の指定ということなのですけれども、この選定理由等がございましたら教えていただきたいというのが1つ。

もう1つは、区で新しい防災地域に指定する旨の少しお話があったと思うのですけれども、防災条件を厳しくしていくことによって、住宅がコスト的にも高くなっている昨今、建てるのは厳しくなるのですけれども、その辺の防災の程度を上げていく主だった区からの理由というのをお聞かせいただけると助かります。

狭あい道路整備課長 選定理由につきましては先ほどもご説明させていただきましたが、今まで不燃化特区とか都の「防災まちづくり推進計画」及び災害シミュレーションの結果、危険なところを、今まで整備地区に選定してきまし

た。

ここも「新たな防火規制」をかけるなどを今後予定していく際に、道路としても防災機能等を高めるために、狭あい道路の整備地区として指定しようと思っております。

防災の程度ということで、総合的にこれから市街地整備課とも検討していくものでございますが、結果的に「新たな防火規制」を仮に実施するとなると建て替えについては準耐火以上になりますし、建て替えになれば狭あい道路も下がってくるということで、複合的に効果が上がっていくものと思っております。

委員
会長
委員

分かりました。ありがとうございます。

続いて、〇〇委員、いかがでしょうか。

〇〇委員のお話を今、事務局から聞いた中で、そのとおりでないと私も思ったのが1点。この拡幅することに区がどれだけ助成をさせていただけるであるとか、そういった制度を周知するというのは1つの案だなど。

「下がらないと駄目ですよ」「下がってくださいね」というだけでは、なかなか「うん」と言いにくいところもあろうかと思えますけれども、「これだけ助成があるんだ」「こういうメリットがあるんだ」というのが伝われば「下がろうかな」と考えていただける人が1件でも増えていくのではなかろうかと思えますので、そういった取組も進めていただけるといいのではなかろうかとも私も聞いていて思いました。

あと、お願いといいますか1点、資料見えていたのがありまして、資料4の14ページになっているところの写真ですけれども、せっかくこの旗竿敷地のお宅に下がっていただいたのですけれども、せっかく下がったのにまた道路にスロープを引いてしまっているお宅があって、可能であればL形を入れるときにスロープを入れなくても済むような背の低いL形を、相手のお宅の敷地の高低差もあろうかと思えますけれども、可能な限りスロープを引かなくてもいいような整備が進んでいけば、本来は道路に支障物を置いてはいけないというのがありますので、そういったご配慮いただけるといいのかなというのが1つ意見でありましたので、よろしく願いいたします。

以上です。

会長

ありがとうございます。L形の件でいかがでしょうか。

狭あい道路整備課長 ありがとうございます。ご指摘ももっともでございます。

今後、建築を伴わないものというGL、〇〇委員がおっしゃったように、宅地内の高さの調整もありますが、極力、段差がないような出口を設置して、このような、道路法上違反なものですので、そのようにこちらでも進んでまいりたいと思っております。

会長 貴重なご意見ありがとうございます。

続いて〇〇委員、いかがでしょうか。

委員 私からはまず「整備地区の取組み状況について」の資料4のP18のアンケート状況を確認したところ、道幅の拡幅を行いたくないというのが圧倒的だなというのを改めて感じました。なおかつ、ほかのところもやっていないからという意見が強いということも感じました。建て替えるときでいいとか、現状のまま。面倒なのだろうなということですね。

私ども消防の観点からしましても、震災時に重要な支障を来すおそれがあるということで整備路線、整備地区というのを設定していただいていると思うのですが、先ほど言った緑地も含めて、ああいったところは建物が建っていませんので、例えばあそこもラインを整えば、本気でやっているのだなというのをすごく感じると思うのです。

車両ですから、上に建物がなければぎりぎり際を通るということは可能なのですけれども、それでも、少しでも4メートル道路が多くなっていただくと、本当に消防署としては助かります。火災も、今年も始まって増えていますので、通行のしやすい道路を、職員の皆さんが地道に訪問していただいているというのもすごく感じております。

この資料を見て、「道をひろげて安心・安全の杉並へ」という、この緑の資料なんかはしっかり助成のことも詳しく書いてあると思いますので、こういった資料もいい資料ですので、熱意を持って地権者や法的な改正、そういったものもどんどんどんどんやっていけば、むしろやっていかなければ進んでいかないのかなと。

ぜひ杉並は本当に一たび大地震がありますと非常に厳しい状況であります。またポンプ車は、小さい小型のポンプ車が杉並消防署には配置されています。そういった状況は、狭あい路が前提だということですので、そういったところも改めて、大変ですが、職員の皆さんのご努力、交渉をお願いしたいと思っております。

以上です。

会長 ありがとうございます。

狭あい道路整備課長 どうもありがとうございました。今後も、啓発活動も含め、推進事業を促進してまいりたいと思っております。ありがとうございました。

会長 ありがとうございます。

続きまして、〇〇委員、いかがでしょうか。

委員 前から思っていたことは、この重点整備路線の阿佐ヶ谷駅前の2号路線というのは、ここだけ商業地域なので、何かほかのところと同じふう
に扱うというのがちょっと、何かいろいろな意味で条件が違うような感じがしている
ので、交渉する相手もそこにいらっしゃらない方でしょうし、商業地域という
と空地率も全然、住宅系とは違うので、用途地域として商業系と住宅系は分けて
議論したほうがいいのかという気がしているのが1つです。現地視察をしても自動
販売機があるとか、この間も申し上げましたけれども、放置自転車があるとか、
そういう課題が、ほかの住宅系とは全然違うのだなという気がする
ので、そう考えると商業系の地域はまたほかにも、それも前も言いました
けれども、そういう課題があるところがたくさんあると思うので、別々で議論
したほうがいい気がします。それが1つ。

あとは、この間、選定基準の資料を頂いたときに、選定基準が1から7
までですか。今回の「取組みの状況について」というところの表でも、
地図のところに一応指定理由というところで、基準1とか5とかと書いて
あって非常に分かりやすかったですけれども、この選定基準は結構、
大きな道路に接続されているとか、両側が4メートル以上の道路に
接続しているという、拡張されると効果が高いですよという理由が多
かったのですけれども、もうちょっと危険度みたいのところ、多分4
メートル以下、狭あいといっても3.9メートルのところと2メートル
ぐらいしかないところだったら全然危険度が違うと思うので、
そういうのが選定基準になっているといいのかなと思いました。

その危険度みたいなことだと、もうちょっと交渉しやすいのかなとい
うか。「こういうふうに効果が高いのですよ」「あっちの道路につな
がっているから高いのですよ」というよりは、「ここはこんなに狭い
ので、本当に危険なのです」というのを、交渉相手に、そういう話ができ

るといいかなと思いました。

そのときに交渉材料として、危険度みたいなことが数値化できるというのかなと思います。それぞれの選定理由で、例えばですけれども、グラフになっていて、この地域は、この部分で危ないのですよということを見せるとか。そういうことができると交渉もしやすいのかなと思いました。

あとは危険度という意味だと、その地図に表れない部分ですかね。電柱があって、さらに狭くなっているとか。あとは自動販売機とか放置自転車もそうだと思うのですけれども、そういう地図に表れないものを見えるようにできるといいなと。この間視察したときも、擁壁があるところとか、ちょっとレベルが高いとか、あとそれもこの間お話ししましたけれども、狭あいにさらにもっと狭いところが接続しているとか。すごく狭いところから出てきたら、またそこも狭あい道路みたいになると、すごく怖いなと思ったので、そういう危険度みたいなところを数値化して、交渉相手に材料として話ができるというのかなと思いました。そんなところですかね。

会長 ありがとうございます。

いかがでしょうか。

狭あい道路整備課長 選定基準とか多岐にわたるご意見ありがとうございました。

こちら側で整理させていただきまして、先ほど会長も話されましたが、内容によっては、諮問・答申に関わる事項もございます。制度等に関わるもの、選定基準等に関わるものは諮問・答申事項になりますので、今後整理して進めてまいりたいと思っております。

会長 ありがとうございます。

1点、ちょっと補足といいますか、先ほど4メートル未満道路でまた行っても4メートルという地区もあるというようなお話をされたのですが、ちょうど別の区の建築審査会では、同意案件に対して、1項1号まで、どのぐらいの距離があるかといったことを載せてもらうようにしたのです。そういったやり方もあるのかなと思うのです。1項1号まで、どこまで、どのぐらい距離があるとか、そうするとその1つ見える化というか、数値化のやり方としては難しくないけれども、可能性もあるかと思ってちょっと補足です。

狭あい道路整備課長 ありがとうございます。

会長 それでは、〇〇委員、お願いいたします。

委員 先ほど生産緑地の話が出ていましたけれども、杉並は生産緑地というのはほかの区に比べて結構多いのではないかと思いますので、この生産緑地と、この道路の拡幅の事業については、引き続き頑張っていただきたいと思うのが1つと。

あと、この「道をひろげて安全・安心の杉並へ」というパンフレットはとてもいいなと思っっているのですが、私が漠然と気になっているのは、今、建築費が非常に高騰していて、例えば中野サンプラザが建たなくなったとか、そういう話が出ていますけれども、この助成金の額が、このままでいいのかどうか。今の建築費の高騰も考えて、検討しなければいけないのか、その辺もちょっと議論していただければと思っております。

以上です。

狭あい道路整備課長 今回の助成金につきましては、限度内に収まっているようなものになっておりますが、ご意見につきましてはまた整理させていただきたいと思っております。

委員 何かで見たのだけれども、樹木がたくさんあるような家だと、この樹木の助成金というのが少ないので、全部樹木の撤去ができないというのは耳にしたことがあります。そういうこともちょっと考えて、今はいいのかもしれませんが、将来的には建築費というのはどんどん、建築土木の費用は上がっていくと思いますので、ご検討をお願いしたいと思います。

狭あい道路整備課長 承知いたしました。

会長 ありがとうございます。皆さんご意見ありがとうございます。

私から1点。先ほどの〇〇委員の生産緑地の件とも関係するのですが、この狭あい道路に関連して、生産緑地の部分の拡幅ですとか、あともう1つ空き家対策等もその密集市街地の中で非常に関連することだと思うのです。

一番望ましいのはそれらの制度が連動することだと思うのです。その前段階としても、例えば空き家の分布と、この狭あい道路の分布、また生産緑地とかが一元化して何か見られるように、例えば「どんな状況に

なっているのだろう」というので、特に私は空き家と狭あい道路というのはかなり関係もあるのかなと思うところもあるので、ぜひそういう他の施策を横目で見ることがあるといいかなと思っております。

以上です。

狭あい道路整備課長 ありがとうございます。庁内、分れている部分もありますので、資料を突合させるなど検討してまいりたいと思っております。

会長 まさにその分かれているといったところが、先ほどの生産緑地でも感じたところがありまして、それぞれ部署が違っていると、若干風通しが悪いように、正直思うところがありましたので、その中でどの施策が本当に大事かというところ、どの施策も大事だけれども、どこに重点を置くかというのは庁内での調整も要るかと思うのですけれども、その安全・安心といったところは非常に大事かなと、私も参加していて思いますので、ぜひご検討いただければと思います。

狭あい道路整備課長 ありがとうございます。

会長 それでは、一旦これで、皆様のご意見はよろしいでしょうか。

ご協力ありがとうございました。引き続き事務局で取りまとめと意見の反映等を検討いただければと思います。

狭あい道路整備課長 ありがとうございます。

会長 それでは、お願いいたします。

土木担当部長 土木担当部長の三浦です。

平成28年から先ほどお話があったとおり、10年程度重点整備路線ですとか整備地区の訪問に取り組んできました。重点整備路線によってはある程度、訪問して効果が出ているところもあつたりとか、まだ道半ばというところもあつたりとかしている中で、例えば一定の効果が出た路線は一区切りつけて、新しい路線の指定を行うなども考えていかないといけない時に来ているかなと思っております。そういった路線についての今後の在り方ですとか、例えばその路線の中でも現場の状況からいって、この支障物件はぜひ勧告してでも進めていったほうがいい、撤去してもらったほうがいい、そういったところを我々の中で悩んでいるようなところも意見交換させていただくことを考えておりますので、次の機会にぜひご意見いただければと思いますので、よろしく願いいたします。

狭あい道路整備課長 事務局からは特にございませぬ。どうもありがとうございました。

本日頂きました皆様のご意見につきましては、今後整理させていただきます、課題に即して対応してまいりたいと思っております。ありがとうございました。

会長 それでは、その他ということで、事務局から次回日程等について、お願いいたします。

狭あい道路整備課長 次回の協議会は、来年度、令和8年度6月以降を予定しております。詳細な開催については4月以降に会長とご相談の上、委員の皆様と日程を調整させていただきます、改めて決定いたしたいと考えております。どうぞ、ご調整の際にはよろしくご協力をお願い申し上げます。

会長 それでは、皆さん、その他、質問やご意見ありますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、令和7年度第3回杉並区狭あい道路の拡幅に関する協議会を閉会いたします。本日はどうもありがとうございました。

— 了 —